

第5章 危険物等災害対策計画

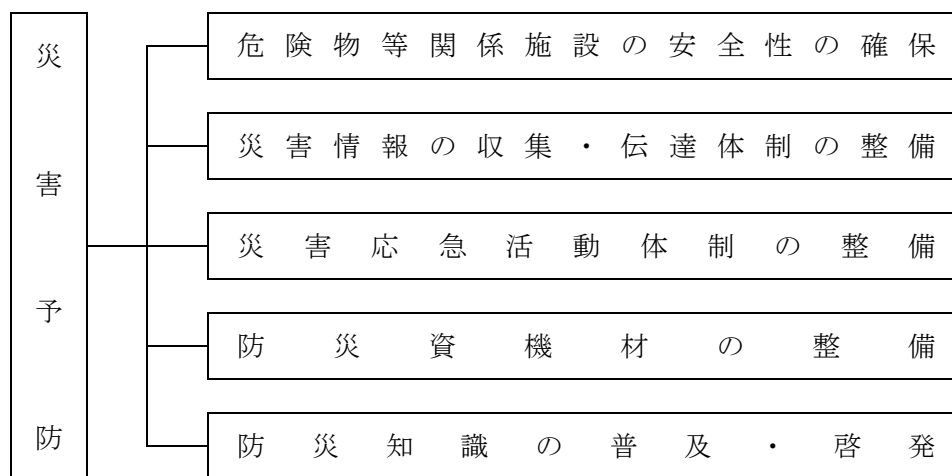
第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

危険物等災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

この危険物等災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 危険物等関係施設の安全性の確保

1 基本的事項

県及び消防本部は、危険物等災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物等施設の管理者に対し自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。

2 消防法に定める危険物

◆実施機関 県（防災部消防総務課、警察本部）、消防本部

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など普及・啓発を図る。また、危険物等施設の管理者にあっては自主的な保安体制の強化に努める。

3 高圧ガス施設

◆実施機関 県（防災部消防総務課）、消防本部、高圧ガス管理者

(1) 施設の現況

平成27年3月31日現在高圧ガス保安法に基づく高圧ガス施設は、製造所505事業所、貯蔵所103事業所、特定高圧ガス消費者47事業所である。

(2) 予防計画

ア 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を次の事項について指導する。

(ア) 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

(イ) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

イ 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

(ア) 定期自主検査を行い、必要事項を保存

(イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検

(ウ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

(エ) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4 毒劇物取扱施設

◆実施機関 県（健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 施設の現況

毒劇物取扱施設の現況は次のとおりである。

保健所別毒劇物取扱施設数

（平成27年3月31日現在）

	製 造 業	一般販売業	農業用品目 販 売 業	特 定 品 目 販 売 業	小 計	業務上取扱者
松 江	2	116	37	4	159	3
雲 南	1	22	20		43	
出 雲	3	81	63	3	150	
県 央		26	26		52	
浜 田	1	54	19	2	76	
益 田		56	25	1	82	
隠 岐		9	10		19	
合 計	7	364	200	10	581	3

(2) 予防計画

県・市町村は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して流出防止対策の強化を指導する。

(ア) 研修会等での防災教育の徹底

(イ) 立入検査時の施設の安全化の指導

- (ウ) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (エ) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- (オ) 治療方法を記した書類の整備

5 火薬類施設

◆実施機関 県（防災部消防総務課、警察本部生活環境課）、消防本部、各事業所

(1) 施設の現況

平成27年3月31日現在の火薬施設類の現況は、1級火薬庫31棟、3級火薬庫5棟、煙火火薬庫7棟である。

(2) 予防計画

ア 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

(ア) 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取締保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。

(イ) 火薬類取締事業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

イ 自主保安体制の確立

火薬類取締事業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

(ア) 火薬庫の所有（占有）者は、年2回以上定期自主検査を実施

(イ) 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立

(ウ) 防災設備の維持管理、整備予備点検

(エ) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第3 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 基本的事項

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

2 情報通信設備の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 情報収集伝達機器の整備等

県（防災部、健康福祉部）及び市町村は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

3 総合防災情報システムの活用

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、各部局）

県は、危険物等災害が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

第4 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

各危険物等施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

2 防災組織の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、危険物等施設管理者

(1) 防災組織の整備

危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備しておく。

(2) 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各危険物等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5 防災資機材の整備

1 防災資機材の整備

県（健康福祉部）、警察本部、市町村、消防本部、危険物等施設管理者及び関係機関は、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

2 防災資機材等配備情報の収集・提供

県（防災部防災危機管理課、各部局）は、総合防災情報システム等を用いて、関係課、危険物等施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また、大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

第6 防災知識の普及・啓発

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、関係機関

関係課・機関は、これまでも通常の保安・交通安全に関する広報を実施しているが、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

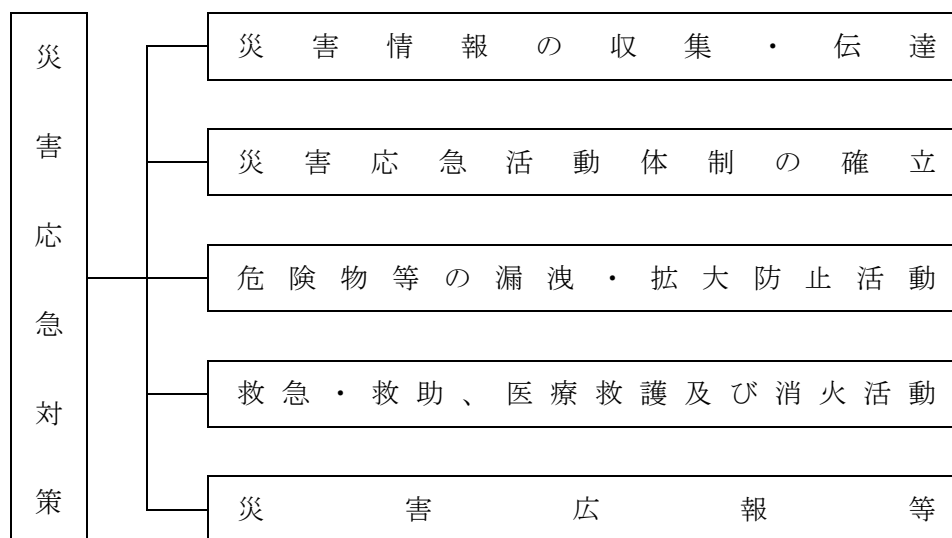
第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

2 対策の体系



第2 災害情報の収集・伝達

◆実施機関 関係各課・機関

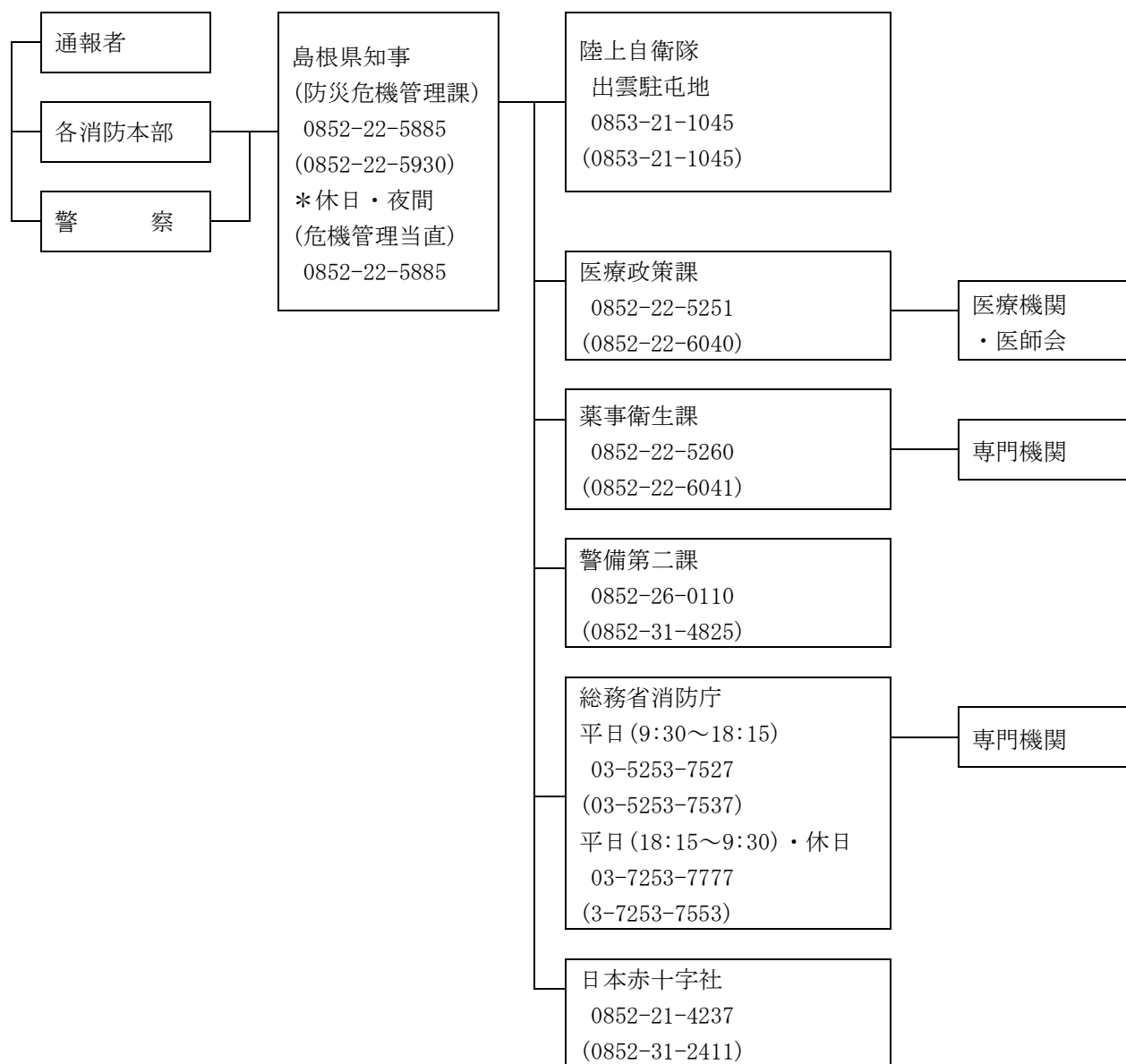
危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県防災情報システムを有効に使用することとする。また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

なお、総務省消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるため、このシステムを極力活用する。

危険物災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

第3 災害応急活動体制の確立

◆実施機関 県(防災部防災危機管理課、警察本部)、市町村、消防本部、防災関係機関

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合、県、市町村、防災関係機関は、一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

危険物等災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課 名	分 掌 事 務
防災危機管理課	・ 危険物等災害に関する情報の収集に関すること。 ・ 関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・ 被害状況等の取りまとめに関すること。 ・ 関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・ 県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ D M A T の派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・ 医薬品及び衛生材料の調達に関すること。
薬事衛生課	・ 関係保健所との連絡調整に関すること。 ・ 医薬品及び衛生材料の調達等に関すること。
警備第二課	・ 危険物等災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・ 現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、危険物等災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基 準	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
危険物等対策本部	危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する 2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 薬事衛生課 警察本部警備第二課及び防災部長の指名する職員 2 地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		—		

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1 知事が決定し設置する 2 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3 事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1 知事が決定し、指示する 2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 道路維持課 (森林整備課 ※林道の場合) 警察本部警備第二課 医療政策課 及び知事の指名する職員 2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		—		

(3) 危険物等対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア 危険物等対策本部

(ア) 設置の基準

防災部長は、危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、危険物等対策本部を設置する。

(イ) 廃止の基準

危険物等対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

- a 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。
- b 応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

(4) 災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（6階講堂）を設営する。

(5) 広域応援体制

知事は、危険物等災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(6) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、危険物等災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

3 関係市町村の活動体制

関係市町村は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

4 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 危険物等の漏洩・拡大防止活動

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、山陰沖排出油防除協議会

1 基本的事項

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、施設管理者は、消防本部のほか警察本部、道路管理者等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察による車両の先導又は防災ヘリ等を利用する。

2 海洋・河川への流出

県又は中国地方整備局は、ヘリコプター、船艇等を用いて独自に情報収集するほか、海上自衛隊等又は第八管区海上保安本部へ災害派遣要請を行う。第八管区海上保安本部、中国地方整備局等の防災関係機関は、流出油事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油防除を迅速かつ的確に実施するため、山陰沖排出油防除協議会等関係団体との協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

3 道路上への流出

道路上へ危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が事故対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、道路管理者は、消防本部、警察本部等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

第5 救急・救助、医療救護及び消火活動

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と消防本部が協力して消火救難活動を実施する。

2 救急・救助活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部、健康福祉部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、危険物等施設管理者、自衛隊、日本赤十字社、島根県医師会、島根県看護協会

(1) 危険物等施設管理者の体制

各危険物等施設管理者は、県、警察本部、市町村、消防本部等と協力して救出・救助活動体制を迅速に確立する。

(2) 応援要請

県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国5県又は中国・四国9県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

3 医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、危険物等災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

4 消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は危険物等災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。

(2) 危険物等施設管理者の体制

各危険物等施設管理者は市町村、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

(3) 他の消防本部に対する応援要請

ア 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄する市町村等の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

イ 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、危険物等災害に伴う火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

第6 災害広報等

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

◆実施機関 県（政策企画局広聴広報課、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、危険物等施設管理者、報道機関

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、危険物等災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるように努める。

第3節 災害復旧

第1 復旧事業

◆実施機関 危険物等施設管理者

被災した危険物等施設を復旧する場合にあっては、管理者は万全な再発防止策を講じる。

第2 緊急点検

◆実施機関 危険物等施設管理者

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。